

請 願 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	1 1 0 8	受 理 年 月 日	令 和 3 年 9 月 2 8 日
件 名	学童保育利用料における応益負担の導入の撤回		
要 旨	<p>市長は、9月市会に京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正条例(案)を提案している。改正内容は、児童館、学童保育所に通う児童の保護者にとって、生活に直結する利用料金体系の変更となっている。</p> <p>保護者負担が総額1億5,000万円増やされることになる。例えば、現行の年収300万円の世帯で午後6時までの利用者の場合、年間負担5万5,200円から14万5,000円に2.6倍もの値上げになる。</p> <p>応能負担から応益負担の変更は減免制度が設けられる予定とはいえ、低所得階層にとっては逆累進性による負担増大となるとともに、利用状況による料金区分は保育への権利と、これを保障する京都市の義務との関係を、お金で買う福祉へと変質させることが危惧される。</p> <p>このことは、私たち児童館、学童保育所で働く職員にとっても、保育の質と仕事のやりがいに関わる大きな問題である。</p> <p>学童保育は放課後の子供たちが、継続した集団保育の中で育ちあう、日々の生活の場である。今回の利用料の値上げによって利用控えが進むことが予想され、利用区分によって、保育サービスを提供することとなれば土曜日や小学校の夏休みをいかにした継続性のある保育ができなくなり、これまでの保育の質が守られない。私たちは、お金があるかないかで子供の権利と保育の保障が決まるような職場で働きたくない。また、今回の条例改正と共に、今後の職員体制や労働時間、賃金など私たちの労働条件の変更も行われるのではないかと不安も広がっている。</p> <p>市民意見募集による疑問の声に答えず、私たち現場関係者や保護者の意見も聴かずに強行することは、実施後に大きな混乱を生むことになる。職員と保護者の声を十分に聴くべきである。</p> <p>ついては、学童保育利用料に応益負担を導入しないことを願う。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	河合ようこ, 玉本なるみ, 井上けんじ, とがし 豊		
付 託 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		